

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03174

研究課題名(和文) 転換期を迎える民法に対する刑法学 エンフォースメント手段としての刑法という視点で

研究課題名(英文) Civil Code Reform and Criminal Law - by perspectiv of law enforcement mesures

研究代表者

品田 智史 (Shinada, Satoshi)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：60542107

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、民法改正を契機として、民法の財産関係を巡る規律のエンフォースメント手段として刑法が果たしうる機能を検証した。法秩序の統一性の観点から、刑法は民法の違法評価に従わなければならないとしても、民法上の違法性概念の相対性、多義性から、個別具体的な検討が不可欠である。そのような視点から、民法改正により導入された約款規制と詐欺罪の関係について検討を行い、詐欺罪の成立範囲を示した。

また、民法と刑法の責任範囲を画する故意および共謀の限界について、裁判例の分析を行い、その判断手法における問題点を指摘した。

研究成果の概要(英文)：In this study, we analyzed criminal law as enforcement measures of civil code. Even if criminal law shall depend on civil law for reason of unified law systems, it is necessary to examine the requirements individually, because by civil law the concept of illegality is ambiguous and relativ. For this perspective we reserched a relation between the fraud and the regulation on terms and conditions introduced by Civil Code Reform, so that we could produce the criterions of fraud.

A mens rea and conspiracy that are not required by deciding civil responsibility can define the criminal responsibility. Concerning those points we analyzed various precedent. As a result we came to a conclusion that in some cases the courts' decisions are inadquate and insufficient.

研究分野：刑法

キーワード：刑法 財産犯 経済刑法 刑法と民法 比較法 法と経済学

## 1. 研究開始当初の背景

近年、会社法罰則について関心が高まっている。もっとも、それは必ずしも好意的な意味ではなく、解釈・立法によるその変化を促すものである。会社法の成立により会社制度は大きく変化したが、会社法罰則についてはほとんど手が加えられることがなかった。その結果、会社法罰則は、いわば「取り残された」ものとして、変化した会社法の内容についていけず、齟齬があると評価されたものすらある(具体的な内容について、山田泰弘＝伊東研祐編『会社法罰則の検証』(日本評論社、2015年)参照)。このような意見は、とりわけ会社法の専門家から多く出されてきた。会社法学の観点からは、会社法罰則が会社法のエンフォースメント手段として捉えられ、それが上手く機能していないとみなされてきたのである。

では民法の分野についてはどうだろうか。民法においては、会社法のように法典に付属した罰則は存在しない。しかしながら、エンフォースメント手段としての刑罰が存在しないわけではなく、ここでは刑法典における罰則などがその役目を果たすものと解される。そして、民法改正により、主に債権法の領域を中心として、実質・形式の両面における大規模な変更が行われた。同改正に取り残されないように、「エンフォースメント手段としての刑法」という視点による分析が必要であると考えられる。

この点、民法学の観点からは、この関係は、民事上の財産関係において生じる問題について、刑法による介入を必要とするかという問題として取り扱われる。加えて、アメリカ法においては、近時、その際にいわゆる「法と経済学」の観点に基づくアプローチが採られることもある。しかしながら、介入の要否を超えた先の議論、すなわち、具体的に刑法上どのような問題が生じるのかという点について議論はなく、刑法学に委ねられているということができよう。もっとも、民法においては会社法のように罰則規定が存在せず、刑法その他の数多くの罰則規定から、事案に応じた罰則及びその解釈を構成する必要がある以上、当然のことであるともいえる。

では、刑法学においてはどうかだろうか。刑法学においては、とりわけ財産犯の領域において、社会・経済の変化及びそれに対応する民法の変化について、刑法がどのような態度をとるかが議論されてきた。そして、刑法は、その法律に大きな変更を加えることなく、解釈により、民法とつかず離れずの一定の距離をとってきたといえる。すなわち、行為者と被害者の所有権関係(窃盗罪、横領罪における「他人の(財)物」、自己名義の不正なクレジットカード利用、いわゆる誤振込の事例、背任罪における「他人のためにその事務を処理する者」の解釈などにおいて、民法の所有権・債権関係との調整が問題となってきたが、刑法における通説・判例は、民

法秩序に配慮を示しながらも必ずしも従属しない立場をとってきた。しかしながら、ここでの議論は、(変化していく)民法に従うか否かの議論が中心であり、民法の規制のエンフォースメントという観点での議論ではなかった(理論上は、民法に従属するか否かの問題と、エンフォースメント手段として刑法をどのように機能させるかの問題は別できるものと解する)。

このように、刑法学においてエンフォースメントとしての観点の議論が乏しいのは、刑法の謙抑性・最終手段性によるところが大きい。すなわち、罰則による制裁は非常に重大な権利侵害であるため、それが必要であるときにのみ用いられるべきであるという発想である。また、「エンフォースメント手段としての刑法」を考える際に用いられる「法と経済学」の考え方に対しては、犯罪行為に及ぶ際にそのようにコスト・ベネフィットを考えて行動しているわけではないという疑念もある。しかしながら、私人の契約関係のエンフォースメントとして詐欺罪などが機能する場面などのように、そのような疑念があたらない場合もあると解される。また、近時の法と経済学の分野においてはいわゆる行動経済学の理論をも導入して、いわば不合理な行動についても対処しようとしている。加えて、刑法の謙抑的側面については認めるにしても、罰則が存在するだけで市民に対して行動を規律する側面も有している可能性はあり、少なくともその検証は必要であるものと解される。実際、日本の刑法学が比較法分析の対象とすることの多いドイツ刑法においても、近時は、主として若い世代において、経済刑法の分野などにおいて「エンフォースメント手段としての刑法」が意識されてきているところである。

## 2. 研究の目的

### (1) 研究目的の概要

債権法を中心とする民法改正により、民法の財産関係の規律には大きな変化が生じることになった。そのため、それに対応する刑法の内容についてもあらためて検証の必要が生じてくるであろう。しかしながら、従来、財産関係を巡る刑法と民法の議論は、民法に刑法が従属するか否かという点を中心であり、民法学から求められるであろう「エンフォースメント手段としての刑法の機能」という観点の議論は乏しかった。そこで、本研究では、民法改正に刑法が取り残されることのないように、民法と刑法の関係について、民法の財産関係を巡る規律のエンフォースメント手段として、刑法がどのような機能を有しているのか、及び、どのような機能を有していくべきなのかを、その必要性・許容性も含めて検証することを目的とする。

### (2) 具体的な検討対象

本研究には、刑法を専門分野とする研究代

表者と、民法を専門分野とする研究分担者が携わった。民法のエンフォースメント手段として刑法を考える場合、会社法などの特別刑法と大きく異なるのは、どの罰則がどの場面においてエンフォースメント手段となりうるのか、必ずしも明らかではないことである。この点、財産犯などにおける判例・学説の従来の集積は刑法学において確かに存在するものの、あくまで刑法学の側からの観点であり、民法学の専門家の観点から、どのような場面においてエンフォースメントとして刑法が機能して欲しいのかについて意見を聞く必要があったためである。したがって、第一に代表者と分担者の打ち合わせに基づき、総論的・各論的な問題点を抽出する必要があった。

続いて、抽出された問題について、刑法学の観点から検証を加えた。検証に際しては、ドイツ法の議論や実務動向についても調査を行った。なぜなら、ドイツにおいては債権法改正が行われ、それに刑法学が対処するという状況が存在し、エンフォースメント手段としての刑法を考える本研究の格好の先例となると想定されたからである。

また、エンフォースメント手段として刑法がどのように機能しているか、及び、今後どのように機能するべきかについて、その必要性・許容性も含めて検討した。

### (3) 研究の意義

民法と刑法の関係については、従来、多くの研究が既になされている(とりわけ、重要な先行研究として、佐伯仁志・道垣内弘人『刑法と民法の対話』有斐閣、2001年)がある)。もっとも、上述のように、その議論の中心は、民法と刑法の距離の取り方に関するものであった。

これに対し、本研究は、民法の財産関係のエンフォースメント手段として刑罰が機能するべきか否か、及び、どのように機能するべきかについて研究の対象とするものであり、従来の研究においては必ずしも重要視されてこなかった視点に基づくものである。

この研究によって、民法と刑法をめぐる従来の議論について、新たな視点を付け加えられるほか、民法改正後不可避免的に生じるであろう様々な紛争について、事前予測を行い議論の指針を示すことも可能になると考えられる。また、副次的に、本研究の視点における分析により、近時議論となっているヨーロッパ刑法のアメリカ化の是非という問題についても、成果が期待できると考えた。

### 3. 研究の方法

以下のような研究組織・方法によって研究を行った。

本研究は、刑法を専門とする研究代表者と民法を専門とする研究分担者の2名で行う。研究の対象は、「エンフォースメント手段としての刑法」についての刑法学を中心とした

分析であるため、その主体は研究代表者であり、研究分担者の役割は補助的なものととどまる。

まず、民法改正によって変更が生じた部分を中心に、民法のエンフォースメント手段として刑法が機能することが期待される場면을抽出し、問題点を明確にする。その上で、各問題点について刑法学の観点からどのような議論が行われるかを検討する。その際、債権法改正を経た近時のドイツにおける類似の議論を比較検討の対象とする。最後に、刑法学の観点から得られた結論を、民法学の観点も踏まえて分析する。

研究の主たる部分を担当するのは研究代表者であり、研究分担者は民法学の観点から、最新の議論を調査するほか、適宜、助言と修正を行っていく。

### 4. 研究成果

以下に本研究の成果の概要を記述する。

#### (1) 民法改正と刑法

##### 契約締結過程規制と詐欺罪

研究計画に従い、初年度は民法のエンフォースメント手段として刑法が機能されることが期待される場면을抽出し、問題点を明確にすることをを行った。その結果、民法改正との関係で、いくつかの問題点を抽出することができた。具体的には、約款規制、詐欺行為取消権、債務の弁済の三点である。その中でも、約款規制の問題が、刑法の詐欺罪との関係で検討すべき喫緊の課題であると考え、そこから検討をはじめた。近年、詐欺罪に関する多数の判例が登場し、そこでは、詐欺罪の適切な処罰範囲を画するために、契約の具体的内容に立ち入った検討が行われており、その際には、契約に対する私法上の規律を無視することはできないのではないかと解されるからである。

##### 刑法と民法の関係

民法の規律が、詐欺罪の成否にどのような影響を及ぼすのかを検討するためには、前提として、財産犯における民法と刑法の関係一般に触れておく必要がある。この点、私見によれば、「私法上許容される行為が、刑法上処罰されてはならない」、及び、「私法上違法であっても、常に犯罪となるわけではない」という二つの命題が原則として存在するものと解される。

もっとも、これらの命題が厳密にあてはまる状況は、実はそう多くない。何故ならば、契約に関する私法上の規律は多元・多層的であり、「許容される行為」や「違法な行為」の意味は様々に考えられるからである。詐欺罪の場合、最初に思い浮かぶのは、民法96条の詐欺取消の制度との関係である。すなわち、行為者の行為が刑法上の詐欺罪の構成要件に該当すると同時に、民法上の詐欺取消(96条)の対象になる場合、二つの評価がどのような関係にあるかが問題となる。ここで

は、詐欺に基づく取消権の行使によって遡及的に契約が無効となるか、又は、被欺罔者が後に追認によって契約を有効なものとするかは詐欺罪の成否にとって直接的な意味はない。むしろ問題とすべきは、民事上の詐欺取消の要件と刑法上の詐欺罪の要件との異同である。具体的には、民法上の詐欺取消の要件として、民法学の通説は伝統的に違法性という要件を要求しているが、その基準と刑法上の詐欺罪の成立基準が異なるかどうかを判断する必要が出てくる。

この点、そもそも、民法上、詐欺取消制度は、他の意思表示の無効・取消制度との関連で設計されており、また、両当事者における取引破たんリスクの公平な分配という観点から、取引自体の公正性や、被害者の帰責性も部分的に考慮されている。したがって、詐欺取消制度（及び、その他の契約締結過程規制）において考慮される違法性は、その制度上の制約に限定されたものであり、必ずしも詐欺罪の違法性を包含するものとは言えない。そのため、詐欺罪の場面で刑法と民法の違法の統一性を厳密に判断するためには、契約締結過程規制との比較だけではなく、他の一般的な制度、すなわち、不法行為法や、信義則、権利濫用、公序良俗における基準との比較をする必要がある。この意味で、詐欺取消の基準を直ちに詐欺罪の成否に持ち込むことはできない。このことは、ある詐欺的行為が詐欺取消の基準に該当しない場合であっても、不法行為を基礎づけるような民法上の原理（例えば、情報提供義務違反）を持ち込むことで詐欺罪の成立を導き出すことが可能となることを示唆する。また、ある行為が詐欺罪に該当したとして、契約締結過程規制の要件にその制度上の制約から適合しなかったとしても、犯罪行為を理由に公序良俗違反としたり、不法行為責任を導き出したりすることも可能になるものと思われる。

このように、法秩序の統一性の観点から、刑法は民法の違法評価に従わなければならないとしても、民法上の違法性概念の相対性、多義性から、正確な比較ができる場面はまれで、むしろ、刑法上の評価が、翻って民法上の違法評価を基礎づける形で統一する場面もあるものと解される（なお、民法上の権利義務関係が刑法の犯罪成立にとって意味を持つ場合に、刑法において民法上の権利義務関係に従属した判断を行うかどうかという点が伝統的に問題となってきたが、各犯罪類型の要件ごとに民法上の権利義務関係の及ぼす意味は異なってくる以上、この問題についても従属するか独立するかという一元的な判断を行うことはできない。例えば、判例は、財産犯の場面において民法上の権利義務関係に必ずしも縛られない判断を下す一方で、公正証書原本不実記載罪の場面では、民法上の不動産物権変動に従った判断を下しているが、このような取り扱いの差異に問題はない）。

## 約款規制と詐欺罪

最新の債権法改正により、契約に関する新たな創設的規定として、約款に対する規制が新設された。約款規制の対象は、一定の取引（定型取引）のみであるが、その定義に従えば、銀行取引など事業者と消費者の間で結ばれる契約の大半は定型取引に該当する可能性がある。定型取引において詐欺罪が問題になる類型として、（ア）約款に禁止事項が示されている場合に、相手方が、その事項に該当することを秘して約款準備者と契約する場合、（イ）約款準備者が、約款に記載されている事項について、相手方に別途告知しない場合、の二つが考えられる。（ア）の類型は、暴力団排除条項に関連して近時の判例において問題となった類型であるが、判例によれば、約款において暴力団排除を示しているだけでは足りず、被害者の具体的な確認措置が必要であるとされている。この点、組み入れ合意だけで約款の効力が認められることとなったとしても、そのことをもって、被害者の具体的な確認措置がなくとも詐欺罪が成立するという結論にはならないであろう。他方、（イ）の類型については、これまであまり事例のないところであるが、改正によって、今後、重要事項の不告知が増えるような事態が生じるのであれば、問題になり得る類型である。民法改正によって、社会的文脈としても、約款記載事項の具体的内容は黙示の意思表示に該当しないとして、作為による欺罔はおそらくより認め難くなるであろうが、別途、重要事項の不告知として不作為の欺罔が認められる可能性は残る。約款規制においては同時に信義則に照らした不意打ち条項の禁止も設けられているところであり（改正民法案 548 条の 2 第 2 項）この規定を参考に約款準備者の告知義務の範囲を画することができるものと解される。

## （２）故意と共謀の限界に関する研究

研究期間中に、詐欺罪の事案を巡って、行為者の故意と共謀の認定が争われる事案が多数登場した。両要素は、民法と刑法の責任範囲の広狭という意味で、民法に対する刑法のエンフォースメントという本研究の観点に重要な意味を有する。そのため、各論的検討をさらに進める前に、この点に関する研究を行うこととした。

具体的に問題となったのは、いわゆる特殊詐欺の事例である。近時の特殊詐欺事案においては、特殊詐欺組織内部で役割分担が行われているのが通例であり、被害者に電話を掛ける者は「架け子」（首謀者であることが多い）、被害者から交付された被害金銭等を受け取る者は「受け子」と呼称されている。当該事案において、通常犯人として身柄確保され訴追されているのは受け子のみであることがほとんどである。このような受け子の罪責について、裁判例においては、故意と共謀の部分で有罪無罪の結論が分かれる事例が

多く見られる。そのように判断が分かれる原因は、問題となる特殊詐欺事案の特徴にある。すなわち、受け子は、特殊詐欺の組織に属しておらず、首謀者からの個別の依頼に応じて仕事を引き受けることがほとんどであり、特殊詐欺の全貌を熟知していることは滅多になく、また、「架け子」等のいわゆる首謀者側の人間は、受け子が訴追され有罪（あるいは無罪）判決を受ける間も判明することなく、結局のところ、特殊詐欺組織の具体的内容は不明のままであることが多い。

ここでは、いわば故意と共謀の「下限」が問題となっているが、学説や実務においては、当該事案と、覚せい剤の密輸入事案における故意・共謀の認定手法との類似性が指摘されている。もっとも、両者の類型は完全に一致するわけではなく、一致する部分についても理論的な検討が必要な部分が残されている。

#### 故意について

覚せい剤密輸入事件においては、密輸者が覚せい剤の故意を有しているかどうかは理論的、実務的に問題となっているが、最高裁判所は、「違法で有害な薬物」との認識があれば、覚せい剤であることの具体的な認識がなくとも同罪の故意を認めるのに十分であるとしている。おそらくこの点を参考に、特殊詐欺事例の裁判例のなかには、上記裁判例に基づいて、受け子が受け取る物が「何らかの違法な行為に関わる」という認識さえあれば、詐欺罪の故意を認めることができるとの判断を示したものも見られるところである。

しかしながら、故意の対象は個別具体的な構成要件であり、「何らかの違法な行為」という抽象的包括的な認識をもって故意を認めることはできない。その前提に立つ場合、覚せい剤事案において「違法で有害な薬物」の認識から具体的な覚せい剤密輸入罪の故意が認められているのは、上記認識のなかに原則的に覚せい剤の択一的な未必の認識が認められるからであり、そのような推認を基礎づけるのは、覚せい剤が我が国において違法薬物を代表するという社会通念（コンセンサス）が存在するからである。このような理解を特殊詐欺の場合に転用する場合、「何らかの違法な行為に関わる」という認識から、特殊詐欺行為への関与という推認を基礎づけるような社会通念等の存在があってはじめて詐欺の故意が認められるべきである（この他に、覚せい剤密輸入事案においては当該物品が覚せい剤であるか否かという客体の認識のみが問題になっているのに対し、特殊詐欺の場合には自身が実行する交付行為以外の詐欺罪の構成要件行為すべての概括的な認識も認定することになっているという違いもある）。

#### 共謀について

実務上共同正犯の「共謀」概念は、いわゆる意思連絡の要件だけでなく、正犯性の要件も含む概念である。しかしながら、特殊詐欺の受け子の罪責において問題となってい

るのは、前者の意思連絡が主たるものである。

意思連絡とは、共同犯行の双方向的認識であり、共同者が構成要件該当事実の外形的な分担を認識しているだけでは、これを認めることはできない。「共同者に正犯性を基礎づける事実があること」、及び、「共同者が構成要件該当事実と正犯性を基礎づける事実の認識を有していること」を認識していることが加えて必要になる。このような理解に基づけば、特殊詐欺の受け子が共同正犯として罪責を負うためには、ア・受け子が、自身の行為が特殊詐欺の受領行為であることを（未必的に）認識すること、イ・首謀者が、受け子が気づくことを（未必的に）認識していることの双方が必須となる。アに関しては、の受け子の故意の認定とほとんど重なるが、イに関しては、それ以上の事実の認定が必要になる。このような判断は、近時覚せい剤密輸入事件において最高裁が示した故意と共謀に関する経験則の内容と類似する。

受け子の共謀が問題となった裁判例を分析すると、上記アに関しては検討されているものの、イに関しては検討されていないことも多い。確かに、特殊詐欺の事案の特徴に照らせばイの認定は困難であるが、例えば、受け子が特殊詐欺の受け子であることが気づいて当然の依頼であることなどがその間接事実になり、逆に、依頼内容とは別の事情により特殊詐欺と気づいた場合にはイを否定する方向にはたらく間接事実ということができよう。イが欠如する場合、受け子は首謀者の詐欺に対する片面的幫助ということになり、減免されることになる。もっとも、当該犯罪事象への受け子の関わりからすれば、首謀者が受け子を利用するつもりであった（と認定された）かどうかで、受け子の罪責に大きな違いが出てよいのかということは、そもそも問題とされる余地がある。

#### (3) 「エンフォースメント手段としての刑法」という観点自体の研究

以上の研究と並行して、刑法がエンフォースメント手段として用いられてよいのかという点に関する研究を行った。まず、本研究の主題でもある「民法のエンフォースメント手段としての刑法」という観点に関して、十数年前に民法改正を経験したドイツ法の状況を調査した。調査の方法は、ドイツ法の文献調査のほか、研究代表者がドイツの法曹（検察官）にインタビューをすること等によって行われた。

ドイツ債務法改正によって、契約責任の内容などに変化が生じた結果、詐欺罪の損害要件等で当事者間の権利義務関係の内容を重視するドイツ財産犯の解釈論にも一定の影響が生じた（もっとも、その影響は限定的であり、むしろ、その後連邦憲法裁判所が示した、基本法103条2項の要請に基づく財産損害の具体的算定の基準が解釈、実務にとってきわめて大きな影響を及ぼしているよう

である。他方で、当時はエンフォースメント手段としての刑法という視点は存在しておらず、改正に際してあまり検討は行われていないようであった(もっとも、ドイツの刑事手続制度との関係で、近時は消費者契約などの場面で、刑法が事実上のエンフォースメント手段として活用されているという実態があるようである)。

他方、特別法の領域においては、エンフォースメント手段としての刑法という視点は顕著であるように思われる。具体例として、証券取引法における不公正取引規制が挙げられる。ドイツ法(EU法)は、日本法のように相場操縦規制を列挙する形ではなく、包括的な規制を法律で設けて、行政機関が法規命令でそれを具体化するという手法をとっているほか、日本法のような主観的な限定をほどこさず、あくまで客観的要件により判断を行おうとする。このような日本と欧州の規制手法の差は、見方を変えれば、刑法学の視点による規制手法(行為者の主観面によって行為の弊害・程度が異なるという発想)と証券取引法の視点(行為によって生じる客観的な市場の資源配分機能への害・危険と別途生み出される社会的厚生との比較)による規制手法の違いであるということも可能であろう。そうであれば、特別刑法については、当該罰則が記載されている法律に鑑みた解釈上の特殊な点が存在する可能性もある。

#### (4) 今後の展望、課題等

以上、民法におけるエンフォースメント手段としての刑法という観点に基づく刑法の位置づけ、および、その条件等について一定の成果を得ることができた。ただし、当初の研究予定と異なる総論部分(民法と刑法の責任範囲が異なる限界である故意等)の研究を行った結果、民法改正により生じた三つの課題を研究期間中にすべて検討することはできなかった。この点に関しては、総論部分の研究成果に基づき今後行う予定である。

また、本研究によって得られた総論的知見に基づき、特別刑法の領域において、当該罰則が搭載されている法領域に対する刑罰法規の位置づけについて研究を行う方向も示された。こちらについては今後の課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

品田智史「特殊詐欺事例における故意と共謀」阪大法学 68 巻 3 号掲載予定、2018 年、査読なし

品田智史「土地所有権移転登記等の申請をして当該登記等をさせた行為と電磁的公正証書原本不実記録罪の成否」ジュリスト 1518 号 159-160 頁、2018 年、査読なし

西内康人「反社事例との対比からみた中小企業者性喪失事例における錯誤の判断枠組み 最一判平 28.12.19 の検討」金融法務事情 2081 号 46-55 頁、2018 年、査読なし

品田智史「詐欺罪における契約上の規律について」阪大法学 67 巻 1 号 115-143 頁、2017 年、査読なし

西内康人「約款規制を支える現象と価値」私法 79 巻 98-99 頁、2017 年、査読なし

西内康人「行動経済学が契約法に受容されるまで」ビジネス法務 17 巻 6 号 137-141 頁、2017 年、査読なし

西内康人「取引時利益相反と行動経済学 ナイーブな当事者保護」『トラスト未来フォーラム研究叢書 信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』175-191 頁(トラスト未来フォーラム、2016 年、査読なし)

品田智史「ドイツの相場操縦規制について」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』(成文堂)919-943 頁、2016 年、査読なし

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

品田 智史(SHINADA SATOSHI)  
大阪大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：60542107

##### (2) 研究分担者

西内 康人(NISHIUCHI YASUHIITO)  
京都大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：40437182

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

( )